

令和2年第2回日進市農業委員会議事録

招 集 年 月 日	令和2年2月27日 (木)
招 集 の 場 所	日進市役所本庁舎4階 第1会議室
開 会	令和2年2月27日 (木) 午後2時55分
出 席 委 員	会長 6番 福岡 信久 会長 総計 10人 委員 1番 加藤美知子 委員 2番 内藤 勝司 委員 3番 牧 正行 委員 4番 和田 義雄 委員 5番 萩野 章 委員 7番 田口菜穂美 委員 8番 尾関 洋子 委員 9番 出原 紀幸 委員 10番 伊藤 修 委員 11番 市川 豊 委員
	農地利用最適化推進委員 総計 6人 1番 浅井 昌行 委員 2番 加藤 末昭 委員 3番 加藤 信雄 委員 4番 西尾 憲夫 委員 5番 武田 住男 委員 6番 村瀬 勝美 委員
	欠 席 委 員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 蟹 江 健 二 次長 岡 田 剛 係長 今 井 康 太 主任 川 上 な つ み 主事 曾 根 裕 人

付 議 事 項	議案第 1 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
	議案第 2 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
	議案第 3 号	農業振興地域整備計画の変更について
	議案第 4 号	日進市農用地利用集積計画について
	専決第 1 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
	その他 その他	生産緑地のあつせん願いについて 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画書について

<p>開会</p> <p>(14:55)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>出席者が定足数に達しているので、令和2年第2回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り直しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和2年第2回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に3番の牧 正行 委員と、4番の和田 義雄 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>3番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>3番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、北小学校から南へ約20メートルの位置になります。</p> <p>現況は畑で、作付けはされておらず、面積は164㎡です。</p> <p>申請者は現在、夫と共に岩崎町梅ノ木のアパートに居住していますが、築30年経過しており、建て替えとなることも考えられるため、娘夫婦及び孫との二世帯住宅の建築を計画しました。</p> <p>土地は本申請地しか所有しておらず、やむを得ず申請地を選定したことになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに集水枡に集水し、南側の排水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>議案第1号の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号3番について、転用目的は自己用住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第4条第6項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断され</p>
---	--

		<p>ますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年4月30日から令和2年10月24日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>以上が、許可基準の適合状況です。</p> <p>議長 議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求め。</p> <p>議長 特に意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>議長 (挙手全員) 議案第1号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>事務局 続いて、議案第2号を上程。事務局に議案の説明を求め。</p> <p>2番の案件について説明します。</p> <p>申請地は香久山小学校から南へ約260メートルの位置になります。</p> <p>この生産緑地は、岩崎町南高上に住んでいる申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、農作業ができない旨の診断が出ております。</p>
--	--	--

		<p>故障による解除を見据えての申請ですが、以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p> <p>続きまして3番の案件について説明します。</p> <p>申請地は弁天池から南東へ約170メートルの位置になります。</p> <p>この生産緑地は、岩崎町新ラ田に住んでいる申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、農作業ができない旨の診断が出ております。</p> <p>故障による解除を見据えての申請ですが、以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p> <p>続きまして4番の案件について説明します。</p> <p>申請地は梅森保育園から北へ約30メートルの位置に1筆、西へ約150mの位置に3筆、西へ520メートルの位置に1筆になります。</p> <p>この生産緑地は、梅森町上松に住んでいた申請者の母親が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、令和元年10月に死亡し、養子である申請者が相続される予定です。</p> <p>今後、生産緑地としての管理ができず、解除を目的とした申請となります。亡くなられた申請者の母親の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われますので、ご審議のほどお願いします。</p> <p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求めらる。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第3号を上程。事務局に議案の説明を求めらる。</p> <p>除外1番の案件について説明します。</p> <p>除外目的は、駐車場として利用するものです。</p> <p>申出地は米野木町細口にある申出者の事業所の西側に</p>
	議長	
	議長	
	議長	
	事務局	

		<p>なります。</p> <p>現況は田で、面積は2筆合計1,459㎡です。</p> <p>農業生産基盤整備事業の実施状況については、県営土地改良総合整備事業日進東部地区が平成13年度に、非補助融資事業ABC地区が昭和56年度に、愛知用水二期事業が平成16年度に完了しています。</p> <p>申出者は、昭和44年に法人設立し、合成樹脂製品等の製造、加工販売業を行っております。</p> <p>この度、大口顧客が生産体制を東海地区に移すこととなり、生産量増強への対応を余儀なくされ、既存敷地内に工場の増設を行いました。</p> <p>増設に伴い新工場で完成した製品の出荷スペースとして既存の社員駐車場の一部を使用する計画で、さらに社員の増員により新たな駐車場用地の確保が必要になりました。</p> <p>そこで駐車場用地を確保するため、工場の近隣で土地の選定したところ、適地がみつからず、やむを得ず申出地を選定したことになります。</p> <p>場所は集団の農用地の周辺にあたり、また、排水については、雨水は南側を低くすることで自然浸透させ、小堤を設け雨水の流出を防止するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。</p> <p>また、周辺の農業用施設の機能には支障なく事業を計画しています。</p> <p>以上から除外に必要な要件である農振法第13条第2項各号について満たしていると思われます。</p> <p>議案第3号の内容について委員に対し、意見、質問を求めらる。</p> <p>排水について支障はないか。</p> <p>排水については申出地内に柵を設けて申出地内で自然浸透いたしますので、周囲の農地へ支障はございません。</p> <p>駐車台数について申出地内で48台駐車する予定なのか</p> <p>申出地内で48台分の駐車台数を確保いたします。</p>
	議長	
	委員 事務局	
	委員	
	事務局	

委員	申出地の高低差について現場はどうなっているのか。
事務局	高低差については、道路より若干高くなっております。
委員	申出地の現在の耕作状況はどうなっているのか。
事務局	保全管理されております。
委員	申出地の北側の敷地で駐車場が確保されていると思う
事務局	が、これ以上駐車場が必要な理由を教えてください。
	既存の駐車場の一部を事業拡張に伴う資材の集積スペースとして利用することに加え、新規従業員の増加に伴い
	駐車場が不足したため駐車スペースの確保が必要となりました。
議長	特に意見がないことを確認して議案第3号の採決を宣言。
	(挙手全員)
議長	議案第3号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。
	続いて、議案第4号を上程。事務局に議案の説明を求める。
事務局	(議案内容説明)
議長	議案第4号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。
委員	賃借料について、ほとんどの契約内容が使用貸借権になっているが、賃料を決定した経緯を教えてください。
事務局	借り手が農地所有者である貸し手と交渉した結果、賃料が発生しない使用貸借権での契約が増加いたしました。
議長	特に意見がないことを確認して議案第4号の案件の採決を宣言。
	(挙手全員)
議長	議案第4号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。
	続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。
事務局	(事務局より専決について一括で報告)
	専決1号 5条届出 9件
議長	専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。
	(意見なし)
議長	続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。

事務局	(事務局よりその他について一括で報告) 生産緑地のあっせん願いについて 1件 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画書について
議長 委員	その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 認定電気通信事業者が行う中継施設の設置について、事後申請か事前申請かどちらになるのか教えてほしい。
事務局 委員	工事前に申請していただくものになります。 生産緑地の買取希望金額について、あまりに高額のため、現実離れしている。金額について今後は良識的な金額を提示してもらいたい。
事務局 議長 事務局	意見として承ります。 その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡)
議長 (15:26)	・ 次回の農業委員会 (令和2年3月27日(金)) 午後3時 本庁舎4階第1会議室) 特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日

議事録署名者 3番委員

議事録署名者 4番委員